

京都市道高速道路 1 号線等に関する協定の
一部を変更する協定

京都市道高速道路 1 号線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と阪神高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「京都市道高速道路 1 号線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	-	-	-	-	-
H 1 9	34	0	0	0	0
H 2 0	1,077	110	622	23	599
H 2 1	2,015	251	1,419	53	1,365
H 2 2	3,670	500	2,825	106	2,719
H 2 3	4,786	668	3,773	142	3,631
H 2 4	5,208	731	4,131	155	3,976
H 2 5	5,383	758	4,280	161	4,119
H 2 6	5,457	769	4,343	163	4,180
H 2 7	5,519	778	4,395	165	4,230
H 2 8	5,527	779	4,402	165	4,237
H 2 9	5,558	784	4,429	166	4,262
H 3 0	7,208	1,032	5,830	219	5,611
H 3 1	7,276	1,042	5,888	221	5,667
H 3 2	7,318	1,049	5,924	222	5,701
H 3 3	7,293	1,045	5,902	222	5,681
H 3 4	7,266	1,041	5,879	221	5,659
H 3 5	7,268	1,041	5,881	221	5,660
H 3 6	7,221	1,034	5,841	219	5,622
H 3 7	7,197	1,031	5,821	219	5,602
H 3 8	7,192	1,030	5,817	218	5,598
H 3 9	7,307	1,047	5,914	222	5,692
H 4 0	7,269	1,041	5,882	221	5,661
H 4 1	7,249	1,038	5,865	220	5,645
H 4 2	7,245	1,038	5,862	220	5,642
H 4 3	7,229	1,035	5,848	220	5,628
H 4 4	7,168	1,026	5,796	218	5,579
H 4 5	7,130	1,020	5,764	216	5,547
H 4 6	7,091	1,015	5,731	215	5,516
H 4 7	7,081	1,013	5,722	215	5,507
H 4 8	7,021	1,004	5,671	213	5,458
H 4 9	6,987	999	5,642	212	5,431
H 5 0	6,950	993	5,611	211	5,400
H 5 1	6,939	992	5,602	210	5,391
H 5 2	6,881	983	5,552	209	5,344
H 5 3	6,845	978	5,522	207	5,314
H 5 4	6,810	972	5,492	206	5,286
H 5 5	6,799	971	5,483	206	5,277
H 5 6	6,742	962	5,434	204	5,230
H 5 7	6,708	957	5,405	203	5,202
H 5 8	6,673	952	5,376	202	5,174
H 5 9	6,662	950	5,366	202	5,165
H 6 0	6,605	942	5,318	200	5,118
H 6 1	6,571	936	5,289	199	5,090
H 6 2	2,649	372	2,104	79	2,025

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	0
H 1 9	204
H 2 0	2,642
H 2 1	3,697
H 2 2	5,423
H 2 3	6,664
H 2 4	7,090
H 2 5	7,237
H 2 6	7,312
H 2 7	7,414
H 2 8	7,438
H 2 9	7,481
H 3 0	9,152
H 3 1	9,261
H 3 2	9,319
H 3 3	9,309
H 3 4	9,300
H 3 5	9,316
H 3 6	9,282
H 3 7	9,272
H 3 8	9,263
H 3 9	9,279
H 4 0	9,244
H 4 1	9,235
H 4 2	9,226
H 4 3	9,214
H 4 4	9,152
H 4 5	9,116
H 4 6	9,079
H 4 7	9,068
H 4 8	9,007
H 4 9	8,971
H 5 0	8,935
H 5 1	8,924
H 5 2	8,864
H 5 3	8,828
H 5 4	8,793
H 5 5	8,782
H 5 6	8,723
H 5 7	8,688
H 5 8	8,653
H 5 9	8,642
H 6 0	8,584
H 6 1	8,550
H 6 2	4,256

別紙 8〔1〕1(1)を次のように改める。

(1) 阪神高速道路における京都線(本協定第3条に規定する高速道路の路線名(1)及び(2)の路線をいう。以下同じ。)の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

普通車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。)

450円

大型車(車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう。以下同じ。)

900円

別紙 8〔1〕1(2)中「(平成17年10月1日)第2条」を「(平成20年12月1日。以下「利用規程」という。)第3条」に改める。

別紙 8〔1〕2(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC車のうち、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカード(阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

なお、上記にいう「ETCクレジットカード」は、会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与を受けたETCカードをいう(以下同じ。)

割引率

イ ポイントの付与

一のETCクレジットカード又はETCパーソナルカードごとにETCシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額(平成18年3月31日付けで締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」第3条に規定する高速道路の路線名中(1)から(18)の路線(ただし、同別紙8記〔1〕1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。以下「阪神圏」という。)における月間利用額と合算して計算する。)に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと	10,000円以下の部分	0ポイント

100 円につき 3 ポイント	10,000 円超～35,000 円以下の部分	3 ポイント
	35,000 円超～70,000 円以下の部分	5 ポイント
	70,000 円を超える部分	10 ポイント

ロ ポイントによる割引

一の ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードごとに付与されたポイントの累積数が 100 ポイント以上の場合に、100 ポイントを 100 円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

記イ及び記ロに定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で付与されるポイント又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

(2) 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETC 車のうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与された ETC カード（以下「ETC コーポレートカード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

イ 車両単位割引

一の ETC コーポレートカードごとに ETC システムを利用して無線通信により徴収する料金の額の 1 ヶ月の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。）に応じて、下表のとおり割引率を適用する。

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

ロ 契約単位割引

記 に定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

ハ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、事前に機構に届出をする。

別紙8〔1〕2（3）中「（E T Cシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）」を削る。

別紙8〔1〕2（4）中「、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード」を削り、中「料金の」を削り、「パーセント」を「%」に改める。

別紙8〔1〕2（5）中「パーセント」を「%」に改める。

別紙8〔1〕2（6）を次のように改める。

（6）E T C単路線割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車（ただし、京都線のうち、別紙1 - 1又は別紙1 - 3に定める区間のみを通行する場合に限る。）

割引額

普通車 100円

大型車 200円

別紙8〔1〕2（7）中「割引率は50パーセント以下とし、個々の企画ごとに割引率を設定する。」を「個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率を適宜設定する。」に、中「あらかじめ」を「事前に」、（8）中「割引率」を「割引率等」に、中「適用」を「実施」に、中「あらかじめ」を「事前に」に改め、（9）を次のとおり改める。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引、E T C前納割引、時間帯割引及びE T C単路線割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ				・・・重複適用あり
大口・多頻度	×	大口・多頻度			×・・・重複適用なし
前納	×	×	前納		
時間帯				時間帯	
単路線					単路線

注）「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「前納」はE T C前納割引、「時間帯」は時間帯割引、「単路線」はE T C単路線割引をそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C単路線割引
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大

	□・多頻度割引又はE T C前納割引
--	--------------------

別紙8〔1〕2(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次を加える。

(7) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車

割引額

イ 区分及び時間帯に応じた割引

下表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

(イ)平成21年4月1日から別紙1-1と別紙1-3に定める区間とが別紙1-2に定める区間によって接続するまでの間における割引額

イ)別紙1-1に定める区間又は別紙1-3に定める区間のみ通行する場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	100円	200円
	17:00以後～20:00前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

(注)祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日(月曜日～金曜日)は、祝日以外の日とする(以下同じ。)

ロ)イ)に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	200円	400円
	17:00以後～20:00前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

(ロ)別紙1-1と別紙1-3に定める区間とが別紙1-2に定める区間によって接続してから平成30年3月31日までの間における割引額

イ)別紙1-1に定める区間のみ通行する場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前	200円	400円
	17:00以後～20:00前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

ロ)イ)に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00 以後～9:00 前	150 円	300 円
	17:00 以後～20:00 前		
土曜日・日曜日・祝日	0:00 以後～24:00 前		

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の変更を行う場合には、事前に機構に届出をする。

別紙8〔2〕中「この申請に係る路線又は区間が供用された日から」を「平成20年1月19日から平成62年9月30日までとする。ただし、平成20年1月19日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から」に改める。

別紙8〔3〕2を次のように改める。

2 実施期日等

- (1) 記〔1〕に掲げる事項は平成21年4月1日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。
- (2) 記〔1〕2(6)に掲げる事項については、別紙1-1と別紙1-3に定める区間とが別紙1-2に定める区間によって接続するまでの間実施する。
- (3) 平成21年度における会社が別に定める日までの間においては、記〔1〕2(1)ロに定める割引の適用については、ポイントの累積数が500ポイント以上の場合にのみ適用するものとする。
- (4) 京都線供用後の社会経済情勢、周辺道路ネットワークの整備状況、利用交通量の実態等を踏まえ、本協定に関わる料金の額等の算定の基礎となった事項が著しく変動したと認められる場合は、料金の額等について改めて検討し、見直しを行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢山 廣直

阪神高速道路株式会社
代表取締役会長 田中 宰